

# 海外経済要録

## 国際機関

### ◇ IMF総務会暫定委員会、コミュニケを発表

IMF総務会暫定委員会は9月28日、ワシントンDCにおいて第15回の会合を開催、次のコミュニケを発表した。

1. 国際通貨基金(IMF)総務会暫定委員会は、1980年9月28日、ワシントンDCにおいて第15回会合を開催した。委員会の議長であるフィリップ・マリア・バンドルフィ・イタリア大蔵大臣が欠席のため、ハンス・アンドロシュ・オーストリア副首相兼大蔵大臣が会議の司会を務めた。本会合にはジャック・ド・ラロジュールIMF専務理事が参加した。また、本会合には以下のオブザーバーが出席した。

G・D・アルゼニス UNCTAD 通貨・金融・開発部長、アレクサンダー・ラムファルシー BIS 金融経済部長兼経済顧問、エミール・ヴァン・レネップ OECD 事務総長、F・ロイトヴィラー スイス国立銀行総裁、M・G・マチュール GATT 副事務局長、ロバート・S・マクナマラ世銀総裁、フランシス・ザビエル・オルトリ EC委員会副委員長、ジーン・リベール国連国際経済社会問題担当副事務総長、サイラス・ササンポール OPEC 国際通貨金融部門長およびセザール・E・A・ヴィラタ開発委員会議長。王偉才中国銀行副行長もまた出席した。

2. 委員会は、世界経済情勢および現況における適切な政策について討議した。4月のハンブルグ会合以来世界経済情勢の基本的な特徴が大きく変化していないことに留意しつつ委員会は、再び世界的インフレおよび非産油発展途上国の対外不均衡という二つの問題に特に懸念の意を表明した。

委員会は、多くの国で第一の目標となっているインフレ抑制は緩められるべきでないと引き続き確信している。

投資パフォーマンスの向上および持続的な経済成長の達成を促す環境をとり戻すためには、インフレおよびインフレ期待の抑制が必要である。生産の伸びの鈍化が、現状において一つの重要な特徴であることは認めつつも、委員会は拡大的な財政金融政策に時機尚早にシフトすることに警戒の念を表明した。委員会は、長期にわたって物価の相対的な安定性を維持しつつ、持続的成長と雇用環境改善の基盤を築くことが追求すべき目的である

と強調した。

委員会は、非産油発展途上国の赤字が大幅に増加していることに留意し、この赤字ファイナンスの問題、特に低所得国のそれについて懸念の意を表明した。委員会は、先進国および産油国が低所得国に対しより多額の政府開発援助を行う必要性が大きくかつ緊急であると見通している。この政府開発援助の必要性は、現段階での低所得国への輸入が不十分にとどまっていること、この輸入をファイナンスする対外金融ポジション自体が悪化していること、低所得国の国際金融市場へのアクセスが限られていること、およびこれらの国の持続的成長の必要性を反映している。

委員会は、発展途上国にとって輸出市場への十分なアクセスを確保することが重要であるとした。委員会は、先進諸国に対し、保護主義の措置を回避し、開放貿易が多くの発展途上国のみならず、多くの先進諸国にももたらす利益を維持ないし拡大するよう勧奨した。多くの発展途上国が引続き市場条件による相当多額の対外借入を行う必要がある点に留意して、委員会は先進諸国に対して先進国資本市場への発展途上国のアクセスを制約するおそれのある措置を回避するよう勧奨した。いくつかの発展途上国は、自国の経済見通しに対する信認を高める政策を遂行することにより、必要な資本流入の維持ないし拡大を自ら促進しうることが確認された。

3. 委員会は、IMFの資金貸出し政策およびIMFの流動性を見通しに関する動向について討議した。

(1) 委員会は、ハンブルグ会合における合意——すなわち、多くの加盟国において予想される国際収支不均衡を調整しファイナンスする際に果たすIMFの役割を拡大すべきであるとの合意に基づいて理事会が行った検討作業を歓迎した。IMFの役割強化という政策については、理事会でなお検討すべき様々な問題点が残されているものの、同政策の下では健全な需要および供給政策の遂行により妥当な期間内に国際収支不均衡を是正しようと多大の努力を払っている加盟国に対しては、適切なコンデショナリティーを付した上で従来よりかなり多い援助がIMFから供与されよう。

委員会は、(輸出は変動補償融資および緩衝在庫融資制度による資金利用を除き)毎年、クォータの200%まで、すなわち、3年間合計でクォータの600%までの金額が、現在の状況において妥当なガイドラインであるとの理事会の結論を支持した。委員会は、IMFの役割強化という政策に基づき、IMFがすでにいくつかの加盟国に対し、従来の慣例を超える長期間にわたる調整プログラムを支援するため、多額の資金を

供与することに合意したことに、満足の意を表した。

- (2) 委員会は、この資金利用に関する新政策に基づき予想される資金需要に IMF が対応しうするためには IMF が借入拡大によって資金を補充することが必要である点に同意し、この関連で専務理事がすでに採った措置を歓迎した。予想される資金利用のニーズの規模にかんがみ、委員会は、必要不可欠の場合には民間市場からの調達も含め、IMF が様々の資金源から借入を行えるよう、理事会および専務理事が可及的速やかに必要な措置を採るべきであると合意した。
- (3) 委員会は、IMF が今後数年間借入を拡大する必要がある点につき同意すると同時に、IMF の貸付資金は今後まず第一に加盟国のクォータに基づく出資によるべきであるとの見解を強調したい。この点に関し、委員会は、第七次増資の総務会決議に基づく増資の発効が大幅に遅れている点に遺憾の意を表明した。委員会は、全クォータの58%を占める84加盟国が同決議に基づく自国クォータの増額に同意し、かつ、他の加盟国も近々同意することが見込まれている点に留意し、未同意の加盟国に対しては、可及的速やかに同意すべくあらゆる努力を払うよう勧奨した。さらに、委員会は第八次増資に関する準備作業を開始するとの理事会の意向を支持した。委員会は、この増資検討がクォータの計算方式の見直しを含め、加盟国の世界経済に占める地位がそのクォータに反映される機会となるであろうことに留意した。
- (4) 委員会は、低所得加盟国の補完的融資制度利用コストを軽減するため利子補給金勘定を設立することに理事会が合意し、同勘定実現のための取決めを完成する方針であることを歓迎した。この点に関し、委員会は、トラスト・ファンド貸出の返済資金の一部を補給金勘定のために利用すべきであるとの理事会の見解に留意した。同時に、委員会は、同勘定への自発的拠出を獲得するための専務理事の努力を支持し、自発的拠出の意図を表明した国に謝意を表すると共に拠出するポジションにありながらいまだ拠出の決定に至っていないすべての国々に対し、同勘定の財源に適切な拠出をするべく必要な措置をとるよう勧奨した。
- (5) 委員会は、FAO (Food and Agriculture Organization) および WFC (World Food Council) の要請に応え、不作ないし世界食糧価格、特に穀物価格の高騰により重大な影響を蒙った低所得加盟国に対し IMF が一時的なファイナンスを供与できるかどうかの検討を理事会が開始した点に留意した。さらに委員会は、専務理事の見解によれば、IMF の権限と目的のわく

内で上記のファイナンス取決めを設定することは可能であり、かつ IMF の流動性にもわずかな影響をもたらすにすぎないという点に留意した。これら加盟国の直面する問題の重大さを認識しつつ、委員会は理事会に対し早急に本件を検討するよう勧奨した。

4. 委員会は、理事会報告を基礎として G-24 の緊急行動計画の通貨問題に関する勧告について討議し、この関連で前記 3 (1) の IMF 資金の利用に関する政策の動向に留意した。委員会は、理事会が例えば SDR 配分や SDR 配分と開発金融とのリンク、IMF の政策決定への発展途上国の参加といった同勧告に含まれている事項について深い検討を開始したことに留意した。

委員会は、今後の SDR 配分を検討する際に、現時点までに生じた重要な経済の動向について考慮すべきであるとの考え方を支持した。この関連で委員会は、理事会に対し SDR 配分の適正な水準に関して次の暫定委員会までに積極的検討を加えるよう要請した。委員会は、この検討に際し、国際流動性の推移、国際収支不均衡および準備の必要性のみならず SDR の役割および準備資産としての SDR の信託を強化することの重要性についても注意を払う必要があることに留意した。

委員会は、SDR 配分と開発金融とのリンクの可能性について理事会がより包括的な検討を行うべきであるという点で合意した。この検討作業は、国際通貨制度における SDR の適切な役割および世界の流動性需要を念頭において行われるべきである。

IMF の政策決定への発展途上国の参加問題に関し、委員会は一層の検討を行う必要があると考えており、第八次増資との関連で理事会がこの重要な問題について早期に検討を再開する意向であることに留意した。

委員会は、広く受け入れ可能な解決策に達するため、G-24 の勧告により提起された事項のうち残っている点についての検討を続けるよう理事会に要請した。委員会の次回会合までに理事会は本件に関して報告を行うべきである。

5. 委員会は、SDR を簡素化する最近の理事会決定を歓迎した。この決定により、1981年1月1日から SDR の価値バスケットは従来から金利に適用されているバスケットと同一になる。従って、SDR は5ヵ国通貨、すなわち、米ドル、独マルク、仏フラン、日本円および英ポンドによって構成されることとなろう。委員会は、ハンブルグでの委員会勧告を実施した。この重要な措置により SDR の魅力が一層高まり、公的機関のみならず民間の SDR 利用が促進されると考える。委員会は、SDR を保有し、かつ取引を行うことのできる公的機関の数

が過去数ヵ月増加していることを歓迎した。委員会は、SDR金利を完全な市場金利まで引上げる問題および既存の復元義務を撤廃する問題に対し、理事会が早期に注意を払うよう要請した。

委員会は、代替勘定問題の検討を継続する意向を再度確認した。

6. 委員会は、次回会合を1981年5月21日、ガボンのリールビルで開催することに合意した。

## 米 州 諸 国

### ◇米国財務省、貯蓄国債の金利引上げ等を発表

米国財務省は10月6日、貯蓄国債の金利を各1.0%ポイント引上げ、11月1日より実施する旨を発表した。

貯蓄国債の金利については、第2自由公債法(1917年制定)によって上限が設定されており、従来その引上げに当ってはその都度新たな立法措置が必要となっていたが、この程成立した法律(HR7478、9月26日議会通過)によって、今後は財務長官が大統領の承認を得て6ヵ月ごとに最大限1%ポイントの金利引上げを行うことが認められており、今次措置はこれに基づく第1回目の引上げとなる。

なお、上記新立法によって、国庫債務臨時限度額(81年2月末までの期限付で5,250億ドル、7月号「要録」参照)中、4.25%の金利上限を超えて発行し得る長期国債の金額も、500億ドルから700億ドルに引上げられることとなった。

今次措置の概要は以下のとおり。

(1) 貯蓄国債E Eシリーズ(割引債)の金利引上げ等  
本年11月1日以降発行される上記国債の金利を、7%から8%(満期まで保有した場合)に上げるとともに、期間を11年から9年に短縮。

(2) 同H Hシリーズ(利付債)の金利引上げ  
11月1日以降発行される上記国債の金利を、6.5%から7.5%に上げる(期間10年は変わらず)。

なお、既発の貯蓄国債(現在発行が停止されているE、H各シリーズおよび‘Freedom Shares’債、ならびに上記E E、H H各シリーズ)の金利も、11月1日以降に始まる利息計算期間から自動的に各1%ポイントずつ引上げられる。

今次措置の趣旨につき財務省は、「他の貯蓄手段が10%以上の利回りを示している状況にかんがみ、貯蓄国債の購入者の享受できる利回りを引上げたものである。今後の市中金利の動向いかんによっては、早ければ81年5月1日にも、さらに最大限1%ポイントの引上げを行う

可能性がある」旨コメントしている。

### ◇カナダ1980年度予算案およびエネルギー計画を発表

カナダ政府は10月28日、1980年度(80年4月～81年3月)の予算案を発表した。今次予算案は4月21日に発表された暫定予算案を補正するとともに、中期的な財政収支見通しを明らかにしたもので、予算案とパッケージで発表された「国家エネルギー計画」により歳入増を図り、大幅な財政赤字を漸次縮小する方針を打出しているのが特徴であり、またカナダ銀行のインフレ抑制政策を政府としても支持することを明らかにしている。予算案の発表にあたってマッケカン蔵相は「インフレを抑制する一方、投資活動と生産性向上を促進させ、これによって完全雇用を達成し、力強く成長するインフレなき社会の実現を図る」旨コメント。また同蔵相は今後の経済見通しについては「実質GNPは80年に約△1%の落込みを示したあと、81年も約+1%の緩やかな伸びにとどまり、消費者物価上昇率は、80年9.7%、81年10.2%となろう」との見通しを表明している。なお本予算案は、議会議審を経て11月6日可決された。

具体的施策としては①エネルギー開発を促進すると同時にエネルギー関連諸税を新設し歳入の増加を図る一方、個人所得税および法人税の増税は行わず、また物価調整減税(注)は継続する、②政府支出の伸びをGNPの名目成長率の範囲内にとどめる、③財政赤字を81年度以降3年間にわたり段階的に縮小する、④エネルギー・経済開発、産業調整、職業訓練のために新たな予算を計上する、などが掲げられている。

予算案およびエネルギー計画の概要は次のとおり。

#### 1. 予算規模

80年度の予算規模は歳入452.0億カナダ・ドル(前年度比+12.6%)、歳出593.5億カナダ・ドル(同+15.2%)で、収支じりは141.5億カナダ・ドルの赤字と79年度(113.8億カナダ・ドルの赤字)に比べて赤字幅はかなり拡大する見込み。もっとも81年度以降の赤字幅については漸減を見込んでいる。

(注) 1974年1月以降物価調整減税が採用され消費者物価の上昇に見合った人的控除額の引上げ、および税率表の所得階層刻み幅の引上げを実施。

#### 2. 国家エネルギー計画

本エネルギー計画は石油の自給体制の確立、石油・天然ガス産業でのカナダ資本比率の引上げ(1990年までに50%へ)、石油・天然ガス価格の適正化等を目標とするものでその具体的内容は次のとおり。

- (1) 価格引上げおよび増税措置
  - イ. 石油・天然ガス価格の引上げ

## カナダ政府の予算案

(単位・百万カナダ・ドル、カッコ内前年度比増加率、%)

	1979年度 実績	1980年度 見込み	4月21日	1981年度 見込み	1982年度 見込み	1983年度 見込み
			暫定予算			
歳入	40,159(14.0)	45,200(12.6)	45,635(13.6)	52,935(17.1)	61,600(16.4)	69,420(12.7)
歳出	51,534(8.6)	59,350(15.2)	59,800(16.0)	66,640(12.3)	73,725(10.6)	81,215(10.2)
収支じり	△11,375	△14,150	△14,165	△13,705	△12,125	△11,795

## (イ) 国産原油価格の引上げ

国産原油の井戸元価格(wellhead price、現行1バレル当り16.75カナダ・ドル)を81年1月1日より6ヵ月ごとに1バレル当り1カナダ・ドル、84年1月1日より同2.25カナダ・ドル、86年以降は同3.50カナダ・ドル引上げる。なお、原油井戸元価格の引上げは合成石油生産者価格と同水準になるまで続ける。

## (ロ) 合成石油価格の引上げ

オイル・サンドから生産される合成石油の生産者価格を81年1月1日より1バレル当り38カナダ・ドルとし、82年以降は消費者物価の上昇に応じて毎年引上げる。

## (ハ) 天然ガス価格の引上げ

天然ガスの井戸元価格は原油井戸元価格が1バレル当り1カナダ・ドル引上げられるごとに千立方フィート当り15セント引上げるという従来の方式を今後も続ける。ただし81年中に限り天然ガス井戸元価格の引上げは行われない。

## ロ. 石油・天然ガスに関する増税措置

## (イ) 石油補償税(Petroleum Compensation Charge)の新設

輸入原油と国産原油の精製コストの差額分については、財政資金により補てんされているが、今後そのコストを石油精製業者に対する石油補償税の新設により賄うこととする。なお石油補償税は80年は1バレル当り2.55カナダ・ドルとし、81～83年には

## 石油価格引上げ計画

(単位・バレル当りカナダ・ドル)

	1980年 12月	1981年 12月	1982年 12月	1983年 12月
国産石油 井戸元価格	16.75	18.75	20.75	22.75
石油補償税	2.55	5.05	7.55	10.05
合計(注)	19.30	23.80	28.30	32.80

(注) 合計は石油精製業者のコスト。

毎年1バレル当り2.50カナダ・ドル引上げられる。この結果石油精製業者が支払わなければならないコストの上昇は国産原油価格の引上げと合わせて80年3.80カナダ・ドル、81～83年各4.50カナダ・ドルとなる。

## (ロ) 天然ガス・液化ガスの販売に関する連邦税の新設

天然ガスにかかる輸出課徴金を廃止する代わりに天然ガス・液化ガスの輸出および国内販売について連邦税を新たに賦課する。同税は千立方フィート当り30セント(国内販売分に関しては80年11月1日、輸出向けに関しては81年2月1日実施)とし、81年7月1日、82年1月1日、83年1月1日に15セントずつ引上げる。

## (ハ) 石油・天然ガス生産に伴う収益に対する連邦税の新設

石油・天然ガスの生産により収益を得るすべての個人・企業に対しロイヤリティを含む純収益の8%の連邦税を所得税とは別に新たに賦課する(81年1月1日実施)。

## (ニ) 探査および開発に関する控除措置の廃止

主として外資系企業が恩恵を受けている石油・天然ガスの探査および開発に関する所得税の控除措置はオイル・サンド開発や北部地域の探査活動など一部の場合を除き今後3年間に段階的に廃止する。

## ハ. 石油消費者価格の上限設定

かかる国産原油価格の引上げや石油補償税の導入による上記石油精製業者のコスト上昇にもかかわらず、消費者価格については輸入原油の85%あるいは米国内原油価格のいずれか低い方の水準にとどめる。

## (2) エネルギー生産・開発の促進

## イ. 石油・天然ガスの探査・開発補助金制度の導入

石油・天然ガスの探査および開発のコストに対して補助金を支給する制度を設け、81年から実施する。補助金の支給率は企業のカナダ資本比率等により異なるが、探査コストについては北部地域および沖合の場合が同コストの最高80%、その他地域の場

合が最高35%、また開発コストについては同コストの20%の補助金を支給する。

ロ、天然ガス銀行(Natural Gas Bank)の創設

天然ガス市場が十分に拡大していないため、探査に成功したにもかかわらず天然ガスの販売先をみつけれない中小のカナダ企業から天然ガスを買取り、またこれら企業に生産資金の融資などを行う国営会社として天然ガス銀行を創設し、81年から業務を開始させる。

ハ、石油からの転換の促進

(イ) エネルギー転換のための補助金給付

自家所有者等が燃料を石油から天然ガス、石炭、電力等の資源に切り換える場合、補助金を支給する。

(ロ) パイプ・ラインの延長

天然ガスのパイプ・ラインをケベック市や東部沿岸地域まで延長する。

(イ) 東部諸州の石油依存度低下

その他の地域と比べて極めて石油依存度の高い東部沿岸諸州の石油依存度を低下させるため、電力プラントの燃料を石油から石炭へ切り換える事業を支援する基金を設ける。また同地域の大規模な石炭基地開発のための基金も設ける。

(3) エネルギー産業のカナダ化推進

イ、1990年までに石油・天然ガス生産に関するカナダ資本比率を50%以上に引上げる。

ロ、主要な石油・天然ガス企業のうち相当数をカナダ資本支配下に置く。

ハ、石油・天然ガス産業におけるカナダ政府のシェアを早期に引上げる。

なお、上記目標を達成するため、国営石油会社であるペトロ・カナダによる外資系企業の株式の買収を促進するが、その資金は海外からの借入および今後新設される増税措置(Canadian Ownership Charge、石油・天然ガスの国内消費者に賦課)により調達する。

## 欧 州 諸 国

### ◇EC委員会、81年の域内経済見通しを発表

EC委員会は10月17日、年次経済報告(Annual Economic Report 1980/81)を発表し、80~81年の域内経済見通しおよび政策提言等を明らかにした。その要旨は以下のとおり。

(1) 経済見通し(別表参照)

イ、今次石油価格引上げはEC経済活動の減退を早めることとなり、域内景気は80年第2四半期以降下降

に転じた。もっとも、EC加盟国通貨の対米ドル相場が堅調に推移したため石油価格上昇の影響が幾分緩和されたこと、また加盟国の賃金上昇がモダレートなものにとどまったこと等を背景に、景気後退は前回オイル・ショック時に比べて緩やかなものとなり、81年中には底を打って徐々に回復に向かうものと見込まれる(実質GDP成長率、域内計<以下同じ>、80年+1.3%、81年+0.6%)。

ロ、80年中の物価高騰(消費者物価上昇率、前年比+12.0%)は、石油価格上昇のみならず、各種価格規制の緩和や増税の影響によるところも大きかったとみられる。また、賃上げが今後も比較的小幅にとどまる可能性も強いと、一部の国を除き、81年には物価の騰勢鈍化傾向が明らかとなる(同、+9.7%)。

ハ、石油価格上昇は先進工業国全体の経常収支を大幅に悪化させたが、ECにおいては、為替相場の強調等による79年来の価格競争力低下を背景に、米国・日本に比べその改善が遅れる見通し(経常収支赤字の対GDP比率、80年1.5%、81年1.2%)。

### (2) 政策提言

上記見通しのもと、加盟各国は今後の経済政策運営において、いたずらに短期的な需要喚起策に走ることなく、インフレ圧力の軽減、石油輸入抑制、産業構造の効率化等構造対策に重点を置くことが望ましい。主要国に対する具体的政策提言は以下のとおり。

① 西ドイツ……西ドイツ経済が均衡のとれた成長を持続することはEC全体にとって望ましいことであり、このためには、適切な投資環境作りと一貫した財政政策スタンスの維持が不可欠となる。最近打出された減税措置とエネルギー対策は、こうした目的に沿ったものといえよう。

② フランス……80年第2四半期以降中断した経済成長路線を回復するためには、インフレ圧力を軽減し、需要喚起策を打出す余地を設けることが前提となる。また、エネルギー輸入の削減や産業構造の転換により、国際環境に適應する努力も継続せねばならない。

③ 英国……最優先課題は物価上昇率を大幅に鈍化させることであり、このためには、金融政策を中心にマネーサプライ増加率の漸減を図ることが有効であろう。財政面からも「中期財政計画」に沿って引締め姿勢が打出されようが、物価上昇率がある程度低下をみた暁には、81/82年度の公

共部門借入需要を若干拡大することも可能となろう。

- ④ イタリア……インフレ抑制と貿易赤字の削減が優先課題となる。インフレ抑制に当っては、厳格な需要管理を行うと同時に、賃金インデクセーションの変更等コスト面への直接的介入も必要である。また、エネルギー源の転換、先端技術に重点を置いた産業構造への移行等対外面の競争力強化のためにも、引締め政策が設備投資に過度の圧迫を加えぬよう留意せねばならない。

### E C 経済見通し

	1979年 (実績)	1980年		1981年
		(注) 前回 見通し (80/3)	今 改 定	
実質 GDP 成長率	+ 3.4	+ 1.5	+ 1.3	+ 0.6
CPI 上昇率	+ 8.6	+ 11.3	+ 12.0	+ 9.7
失業率	5.6	6.4	6.0	6.8
マネーサプライ 増加率	+ 12.2	+ 10.4	+ 10.6	+ 9.0
財政赤字 (対GDP比率)	3.6	4.0	3.5	3.9
経常収支赤字 (同)	0.5	赤字額 142 億 (ECU)	1.5	1.2

(注) 4月号「要録」参照。ただし実質GDP成長率については6月見通し(3月見通しでは+1.2%)。

### ◇ E C、鉄鋼の生産割当制を実施

1. E C委員会は10月31日、最近における世界的な鉄鋼需要の低下とこれに伴う域内の価格引下げ競争激化に対処するため、加盟各国の鉄鋼会社に対し強制的生産割当を行い、大幅な減産を図る旨決定した。今次措置の概要は以下のとおり。

#### (1) 実施期間

80年10月1日に遡及し、状況をながめながら81年6月末まで実施。この間、委員会および業界は、業界の自主規制を通して市場秩序の回復を早期に実現するための努力を行う。

#### (2) 対象企業

月間鉄鋼生産高が2千トンを上回る域内全企業(注)

(注) ただし、月間生産高が2千トンを下回る企業に対しては、(2)に示す規制対象外品目の一部につき生産わくを設定。

#### (3) 対象品目

一部の特殊鋼等(合金鋼<混合物5%以上>、鉄道用レール、鋼管等)および域内の平均価格を30%以上

上回る製品を除く全鉄鋼製品(粗鋼等を含む)。

#### (4) 生産割当(減産)方式

各企業は、過去数年間の実績に対し、品目別に一定比率(全企業一律)の減産を義務づけられる。80年第4四半期については、77~79年の各第4四半期中最も生産水準の高かった3か月の合計生産高に対し、以下の減産比率が設定されている(注)(これにより、E C全体の同期中の鉄鋼生産は前年同期比14%弱の減産となる見込み)。

イ、薄板類 20.78%

ロ、厚板類 18.93%

ハ、軽量条鋼類 21.53%

ニ、重量条鋼類 17.39%

(注) 粗鋼等についても、製品の減産率に見合った減産が義務づけられている。

なお、本規制の実施に当っては、以下の弾力条項が認められる。

- ① 期間中に生産わくを消化し切れなかった品目については、未消化分の50%までを次期のわくに上乗せし得る。
- ② 4品目の合計生産高が規制わくを超えないことを条件に、各品目の生産高が各々のわくを若干上回ることは違反としない。
- ③ 当期中についてのみ、委員会の承認のもとに各企業は生産わくを融通し合うことができる。

#### (5) 違反に対する罰則措置

各企業はE C委員会に日々の生産状況を報告し、委員会直属の検査員が同報告の真偽を審査する。規制わく超過が認定された場合は、一般鋼につき超過生産分1トン当り75 ECU、特殊鋼につき同150 ECUの罰金が課される。なお、2期続けてわくを超過した場合、もしくは10%を超える超過生産を行った場合は、罰金が2倍となる。

2. E C委員会は9月初、内外需要の落込みと在庫過剰を理由に、本年第4四半期の域内鉄鋼生産を前年同期比13%削減すべきであるとの見解を明らかにし、業界に自主規制を求めてきたが、これが容れられなかったため、10月初に至り、欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)条約第58条に基づく強制的生産割当を実施する方針を打出した。これに対し、鉄鋼産業の合理化が最も進んでいる西ドイツが強い反対姿勢を示したため交渉は難航したが、特殊鋼の一部を対象外とする(E C全体の特殊鋼生産に占める西ドイツのシェアは約4割)等による妥協が成立し、10月30日、本方針は外相理事会の承認を得ることとなった。

## ◇ブンデスバンク、再割引わくの拡大等を決定

1. ブンデスバンクは、10月16日の定例中央銀行理事会において、次の措置を決定した。

- (1) 手形再割引わくを30億マルク拡大(382→412億マルク)し、10月20日から実施。
- (2) 市場調節の範囲内で手形割引会社を通じ買入れる銀行引受手形の買入限度額を5億マルク拡大(25→30億マルク)し、10月20日から実施。
- (3) 債券の売戻し条件付買オペを実施(本年第6回目、前回の買オペについては10月号「要録」参照)。

なお、売戻し条件付買オペは、10月20日に入札(最低金利を8.2%に設定)が行われ、買入額51億マルク、買入金利8.70%と決定した(買入日10月21日、売戻し日12月5日)。

2. 理事会後の記者会見において、パール同行総裁は、本措置の趣旨等につき、要旨以下のとおり説明した。

「今回の流動性供給措置は、7月末以来の政策スタンスを堅持し、引続き慎重に引締め政策を緩和したものである。

国内景気動向をみると、1975年当時のようなりセッションに陥るおそれはないとしても、依然スローダウンしており、この傾向は目先数か月持続するものとみられる。また物価面では、消費者物価はここ数か月来騰勢が目立って鈍化している。他方、中央銀行通貨量の伸びも、目標値(+5～8%)の下限近辺にとどまっている。

このような国内経済の動向からすれば、公定歩合等の引下げの環境は整っていると言える。しかし、本年の経常赤字が270～300億マルクに達すると見込まれる状況下、米国金利の上昇に伴う内外金利差の拡大等から、このところマルク相場は大幅に下落している。こうした対外経済情勢を考慮し、本日の理事会では公定歩合等の引下げは適当ではないと判断した。」

3. 本措置に対する反響をみると、金融界、産業界とも「安定化政策の基本線を堅持しつつ、国内景気の鈍化に配慮して、慎重な緩和政策をさらに一歩進めたものであり、対外経済面から制約を受け極めて狭まっている政策選択の余地を最大限利用したもの」(銀行協会、産業連盟等)として一様に歓迎している。なお、金融市場筋の一部では、「前回の買オペ(47億マルク)の期日が10月23日に到来することから、今回の買オペにより追加的に供給される流動性はごくわずかであるほか、再割引わくの拡大についても、金融機関の適格玉の手持ちが少ないことから、その効果が限られていること等を考えると、今回の措置により市場金利が低下する可能性は少ない」と

の見方もなされている。

## ◇西ドイツ、連邦債の発行を決定

西ドイツ連邦債シンジケート団小委員会は10月21日、期間10年もの連邦債の発行を決定した。発行要領は以下のとおりであり、8月に発行された連邦郵便債の発行条件(9月号「要録」参照)と比べると、その間の市場金利の上昇(注1)を映じて、表面利率、応募者利回りとも再び8%台へ引上げられている。

なお、大蔵省では、「今回の連邦債発行によって、本年度中の所要資金調達完了した」と説明、また市場筋では、「米国金利の見通し難等から、投資家の買控え態度が続くとみられるので、今回決定された発行条件は、市場実勢をやや上回る結果となったが、円滑な消化に配慮したもの」として評価している。

		カッコ内は8月発行連邦郵便債の発行条件	
期 間	10年(10年)		
表 面 利 率	8.25%(7.75%)		
発 行 価 格	99.00%(99.50%)		
応 募 者 利 回 り	8.40%(7.82%)		
発 行 額(注2)	15億マルク(9億マルク)		
売 出 し 期 間	10月24日～28日		

(注1) 国債(残存期間6年)平均流通利回り・%

年初来 ボトム (8月11日)	8月	9月	10月 上旬	10月 中旬	10月 下旬 (10日)
7.73	7.82	8.10	8.22	8.15	8.24 8.45

(注2) ただし、上記発行額中3億マルクについては、ブンデスバンクが当座の留保し、その後同行を通じて市場の状況をみながら漸次発行される。

## ◇西ドイツ5大経済研究所、共同経済見通しを発表

西ドイツの5大経済研究所(ベルリン、Ifo、ハンブルク、エッセン、キールの各経済研究所)は、10月27日、恒例の共同経済見通し(通常春、秋の2回)を発表した。今回の見通しは、上記全研究所の一致した見解として公表されたものであり、概要以下のような見方を示している。

- (1) 西ドイツ経済は、輸出、建設投資の減少や設備投資の伸び悩みから81年央までスローダウン傾向をたどろうが、年後半には先進工業国の景気好転に伴い輸出の回復が期待できるほか、設備投資が持直すことから、景気は再び上昇に転じよう。もっとも81年年間をならしてみると、実質経済成長率は前年比ゼロにとどまろう(80年+2.0%)。
- (2) 物価面では輸入物価の着きや景気スローダウンに伴う企業の販価引上げ困難化等の事情から、今後さらに鎮静化するものとみられ、81年平均の消費者物価上昇率は+4%程度まで鈍化しよう(80年同+5.5%)。

(3) 経常収支については、80年中の赤字幅は250～300億マルクに達しようが、81年には貿易収支の改善を主因に赤字幅は200億マルク程度まで縮小しよう。

(4) このような経済見通しのもと、経済政策面では物価安定を確保すると同時に雇用の改善をも実現するよう運営されることが望ましい。

まず金融政策については、ブンデスバンクは、対外経済面重視の姿勢を改め、国内景気面に配慮して公定歩合を引下げるべきであり、そのためにもマルク相場維持に固執すべきではない。次に賃金政策面では、雇用の拡大と適正な経済成長を維持するのに必要な設備投資の確保を図るため、81年の賃上げをモダレートな水準に収めるべきである。また財政政策面でも、財政赤字の圧縮はもちろん重要であるが、これを性急に実現することは、景気面への悪影響が大きいため望ましくなく、あくまで中期的な視点に立って財政の立直しを図るべきである。

#### 西ドイツ 5大経済研究所の景気見通し

(前年比・%)

	1979年	1980年	1981年		
	(実績)	(見込み)	(予測)	上期	下期
実質GNP	4.5	2.0	0	△ 1.0	1.5
個人消費	3.2	1.5	1.5	1.5	2.0
政府消費	2.9	2.5	2.0	2.0	2.0
固定資本形成	8.7	4.0	△ 2.0	△ 3.5	△ 1.0
機械・設備	9.5	4.0	△ 0.5	△ 1.5	0
建物	8.1	3.5	△ 3.0	△ 4.5	△ 1.5
在庫投資 (億マルク)	+201	+175	+100	+ 50	+ 50
海外経常余剰 (億マルク)	+144	+160	+175	+ 85	+ 90
輸出	5.4	6.0	0	△ 3.5	4.0
輸入	11.2	5.5	△ 0.5	△ 3.0	2.5
個人消費デフレーター (年平均)	3.9	5.0	4.0	4.0	3.5
失業者数 (年平均、万人)	87.6	90	110	n.a.	n.a.

#### ◇ブンデスバンク、資本流入規制を緩和

ブンデスバンクは11月4日、最近西ドイツからの長期資本流出が急増していることやドイツ・マルク相場が大幅に軟化していること等にかんがみ、政府とも協議のうえ、本年3月に緩和された現行の資本流入規制措置(4月号「要録」参照)を次のとおり、さらに緩和することを決定し、直ちに実施した。

「非居住者による国内確定利付債の取得は、残存期間1年以内のものに限り禁止する(注)」(従来は2年以内のものを禁止)。

(注) 対外経済法施行令第52条は、残存期間4年以内の国内債の取得についてはブンデスバンクの許可を要する旨規定しており、ブンデスバンクは本年3月以降、残存期間2年以内のものに限り許可を与えない扱いとしていた。

#### ◇西ドイツ、シュミット内閣成立

去る10月5日の総選挙(10月号「要録」参照)後召集された西ドイツ連邦議会は11月5日、シュミット前首相を新首相に指名する旨の連邦大統領提議を圧倒的多数の賛成(注)で可決した(シュミット政権は74年5月以降3期目)。

(注) 賛成266票、反対222票、保留2票、無効1票、欠席6票。なお首相当選には連邦議会(497議席)の過半数の支持が必要。

シュミット新首相は、直ちに社会民主党(SPD)、自由民主党(FDP)による連立内閣を組閣、新内閣は6日、連邦大統領の認証を得て正式に発足した(なお、今回新入閣したのは Andreas von Bülow 新研究・技術相1人だけで、Volker Hauff 前研究・技術相が交通相<これまでは Kurt Gscheidle 郵政・通信相が兼任>に横滑りしたほかはすべて留任)。

首 相	Helmut Schmidt (SPD)
副首相兼外相	Hans-Dietrich Genscher (FDP)
内 相	Gerhart Rudolf Baum (FDP)
法 相	Hans-Jochen Vogel (SPD)
蔵 相	Hans Matthöfer (SPD)
経 済 相	Otto Graf Lambsdorff (FDP)
食料農林相	Josef Ertl (FDP)
労働社会相	Herbert Ehrenberg (SPD)
国防 相	Hans Apel (SPD)
青少年・家庭・保健相	Antje Huber (SPD)
交通 相	Volker Hauff (SPD)
郵政・通信相	Kurt Gscheidle (SPD)
住宅・都市建設相	Dieter Haack (SPD)
両独関係相	Egon Franke (SPD)
研究・技術相	Andreas von Bülow (SPD)
教育・学術相	Jürgen Schmude (SPD)
経済協力相	Rainer Offergeld (SPD)

#### ◇フランス、81年マネーサプライ目標値および貸出準備率適用方針を決定

1. フランス政府は、10月8日の閣議で81年のマネーサプライ目標値(M<sub>2</sub>、12月末前年比)を+10.0%とする旨発



表した。これは80年のマネーサプライ目標値(+11%)より1%ポイント低く、また81年の名目成長率見通し(+12.3%)をかなり下回るものであり、政府では引続き「インフレ抑制とフラン価値の安定を目指したものと」と説明している。なお、同目標値の達成可能性については、「+10%の伸びはマーシャルのKの趨勢的(注1)低下傾向にはほぼ見合ったものであり、81年の景気停滞や最近の長期債市場の拡大(注2)に伴うマネーサプライの吸収傾向等を勘案すれば十分達成可能な線」(経済省)との見解にある。

(注1) マーシャルのK( $\frac{M_2}{\text{名目GDP}}$ )推移(%)

77年	48.9%
78年	48.8
79年	48.5
80年	48.3(フランス銀行)
(見込み)	(試算)

(注2) 経済省では80年中の社保発行額は1,100億フラン(前年680億フラン)に達するものと予想。

2. フランス銀行および国家信用理事会は、10月16日、上記「マネーサプライ目標値と平仄を合わせる形」(フランス銀行)で、81年の貸出準備率適用方針を決定、銀行協会あて通達した。今次方針の特徴は、高率適用制度(いわゆる直接貸出規制 encadrement du crédit)につきみると次のとおり。

- ① 基準貸出わくを一層抑制的に設定したこと(大銀行の場合、81年12月末残高対前年比+2.5%<80年12月末同+3.5%>)。
- ② 景気後退が続けば来年後半には規制が緩和される可能性もあるとの期待を封ずるため基準貸出わくの設定期間を3年ぶりに半年ベースから通年ベースに戻したこと。
- ③ 最近の住宅等の資金需要の落ち着きや景気面への配慮から住宅、輸出金融等いわゆる非対象貸出の高率適用対象繰入れ率を若干引下げたこと。(50→40%)
- ④ 自己資本の増加分に関する高率適用対象貸出の算定の際の減額率を引下げたこと(150→130%)などである。この間、直接貸出規制の繰延べ使用条件、罰則準備率等は従来どおりとなっている。

○各月別基準貸出わく

80年末の基準貸出わく=100  
カッコは79年末わくを100とする80年わく

＜一般貸出＞	第1グループ	第2グループ	第3グループ	＜短期輸出金融＞
	(大銀行)	(中小銀行)	(割賦信用専門機関)	

81/1月末	98 ( 97 )	98 ( 98 )	100 (100 )	101(101)
2 〳	98 ( 97 )	98.5 ( 99 )	100.5(100 )	102(102)
3 〳	98 ( 98 )	99 (100 )	101 (101 )	104(104)

4月末	98 ( 98 )	99.5(101 )	101.5(102 )	105(105)
5 〳	98 ( 99 )	100 (102 )	102 (103 )	106(106)
6 〳	98.5( 99.5)	101 (102.5)	102.5(104 )	107(107)
7 〳	99 (100.5)	101 (103 )	103 (104.5)	109(109)
8 〳	98.5(100 )	100.5(102.5)	103.5(105 )	110(110)
9 〳	99 (100 )	101 (102.5)	104 (105.5)	111(111)
10 〳	100 (100.5)	102 (103 )	105 (106 )	112(112)
11 〳	100.5(101 )	103 (103.5)	106 (106.5)	113(113)
12 〳	102.5(103.5)	105 (106 )	107 (107 )	114(114)

ただし一般貸出につき、第2、3グループのうち、80年6月末の対象貸出残高が2億フラン以下の金融機関については、上記基準わくに1～6月2%ポイント上乗せ、7～12月4%ポイント上乗せ(前年と同様の措置)。

なお、1979年1月以降実施されている中小金融機関優遇措置は81年中も継続され、第2グループ(80年7月1日現在貸出残高90億フラン以下)、第3グループ(第2グループ金融機関のうち、割賦販売信用供与を主業務とするもの)の金融機関のうち、80年7月1日現在の貸出残高が2億フラン以下のものについては、以下の優遇貸出わくを適用するほか、自己資本の総資金に対する割合が10%以上の金融機関については、同比率を下回らずかつ総資金額が1億フランを上回らない範囲で自由に貸出ができることとされた。

○中小銀行優遇貸出わく

第2グループ 第3グループ

1月	100	102
2月	100.5	102.5
3月	101	103
4月	101.5	103.5
5月	102	104
6月	103	104.5
7月	105	107
8月	104.5	107.5
9月	105	108
10月	106	109
11月	107	110
12月	109	111

◇フランス、本年第3回目の長期国債を発行

1. フランス政府は、10月16日、本年第3回目の長期国債を発行した。今次国債発行に関しては、同政府は当初の発行予定額を90億フラン(10月11日発表)としていたが、その好条件から引受け希望が殺到したため急遽発行額を105億フランに増額した。今回分を含め、年初来累

計発行額は310億フランと前年年間の発行額(150億フラン)の約2倍となった。

同国債の発行条件等は以下のとおり。

	今回 (10月)	前回 (6月)	前々回 (1月)
発行金額 (億フラン)	105	80	125
金利 (表面%、 パー発行)	13.8	13.25	12.0
償還期間 (年)	7	10	6
償還方法	7年後一括償還	10年均等分割償還	6年後一括償還

なお、今回の発行金利(13.8%)は既往最高である。

2. 発行金利が大方の予想を上回る高水準に設定されたことについて政府では、「大量発行による未消化を極力回避し、かつ、長期金利の高め誘導によりインフレの抑制に資することをねらったもの」(予算省)と説明しているが、市中では「長期金利の上昇によりオイル・ダラー等海外資金の流入を促進したいとの政府の意向も強く働いている」(ソシエテ・ジェネラル)の見方もなされている。

#### ◇フランス、石油製品価格の引上げを決定

1. フランス政府は、10月16日、物価委員会(Le Comité des Prix)の承認を得て、石油製品価格を以下のとおり引上げ(注)10月17日から実施する旨発表した。フランスの石油製品価格の引上げは本年に入って5回目。

(注) フランスでは、石油製品価格については1973年以降、政府が物価委員会の承認を得て、決定することになっている。

1リットル当り(カッコ内は引上げ率、<>は、年初来引上げ率、%)

スーパー・ガソリン……3.45 → 3.51 (+1.7<14.0>)  
レギュラー・ガソリン……3.24 → 3.30 (+1.9<15.0>)  
軽油……2.43 → 2.49 (+2.5<22.7>)  
灯油……1.623 → 1.685(+3.8<37.9>)

2. 今回の引上げ措置について政府は、①6月以降のOPECの原油価格引上げ(1バレル当り2ドル、今回の引上げ額のうち1リットル当り3サンチーム分が、これに相当)のほか、②運搬経費増やインフレによる石油業者マージンの実質低下、③最近増加傾向にある在庫の金利負担増等を考慮したものと説明している。このため、特に③の点から、需要期に季節性があり在庫期間の長い灯油の価格引上げ率が相対的に大きいものとなっている。

#### ◇英蘭銀行、国債の売戻し条件付買入れ措置を三たび延長

1. 英蘭銀行は10月1日、銀行および割賦販売金融会社

を対象とする標記措置の実施期間を、10月6日期限到来分5億ポンドにつき11月7日まで延長(7月4日実施、当初期限8月11日、第一次延長9月8日、第二次延長10月6日)する旨決定した(10月号「要録」参照)。なお、同行は10月8日に至り、10月13日に期限が到来する7.5億ポンドについても実施期間を11月17日まで延長(7月11日実施、当初期限8月18日、第一次延長9月15日、第二次延長10月13日)する旨決定した。なお、上記二措置に関し、個別金融機関の利用可能限度額、輸出・造船向け政府保証付貸付証書を担保とする貸付措置等諸条件は従来と同様である。

2. 上記措置について英蘭銀行では、「短期金融市場は引続きタイトな状況にあり、ここで短期金融市場から流動性を吸収した場合には、短期市場金利をさらに上昇させいわゆるラウンド・トリッピング(企業が当座貸越等を利用して金融機関から資金を調達し、これを利鞘稼ぎをねらって短期金融市場で運用)を招来しかねないことから、本措置の実施期間を三たび延長することとした」と説明している。

#### ◇英蘭銀行、金融機関に対し準備資産比率の遵守を改めて要請

1. 英蘭銀行は、10月24日、銀行および割賦販売金融会社に対し letter を発出、準備資産比率(現在、銀行12.5%、割賦販売金融会社10%)の遵守を改めて要請した。すなわち本 letter において同行は、「金融機関が毎日ベースで準備資産比率を維持する旨英蘭銀行と合意していることに改めて注意を喚起したい。今後、銀行計数報告日(毎月第3水曜日)以外にも準備資産ポジションにつき随時(from time to time)報告を求めることとする」と述べている。

2. 上記措置につき英蘭銀行では、「このところ銀行計数報告日が近づくと、金融機関は準備資産比率を維持するため短期金融市場で資金を取りあさることから、短期市場金利の一時的な高騰を招来し、いわゆるラウンド・トリッピング(「要録」別項参照)を発生させ、この結果同日の計数に基づき作成されるマネーサプライを実勢以上に膨らませることになりがちである。このため、金融機関が毎日ベースで準備資産比率を維持するよう注意喚起を改めて行ったものである」と説明している。

#### ◇イタリア、フォルラーニ内閣成立

1. イタリアでは、9月27日第2次コシガ内閣が総辞職(注)したあとを受け、ペルティエニ大統領より次期首

班に指名されたフォルラーニ・キリスト教民主党総裁を中心に組閣工作が進められていたが、10月18日に至り、キリスト教民主党、社会党、共和党、社会民主党の4党連立からなる新内閣が成立、上下両院の信任投票(上院10月25日、下院同29日実施)を経て正式に発足した。なお、社会民主党の連立参加により、新政権の下院における議席数は630中360と、前政権比20議席増の安定多数となった。

新内閣の構成については、①留任閣僚が多いこと(全閣僚26名中19名<うち16名は前職のまま>、前内閣では28名中14名<同10名>)、②連立各党間の勢力均衡上、キリスト教民主党以外の連立与党出身閣僚が増加したこと(26名中13名、前内閣では28名中12名)がやや注目される。主要閣僚名は以下のとおり。

首相 Arnaldo Forlani  
(キリスト教民主党、前同党総裁)

蔵相 Nino Andreatta  
(キリスト教民主党、前経済担当無任相)

経済相 Franco Reviglio(社会党系無所属、留任)

予算相 Giorgio La Malfa(共和党、留任)

外国貿易相 Enrico Manca(社会党、留任)

外相 Emilio Colombo  
(キリスト教民主党、留任)

(注) 第2次コシガ内閣(本年4月成立、5月号「要録」参照)は9月27日、同内閣が7月初に打出し、緊急政令のかたちで一部実施してきた経済対策(7月号「要録」参照)が下院で否決されたため、経済政策の支柱を失ったかたちとなって即日総辞職した。

2. 今次政治危機は、第1党キリスト教民主党内の派閥抗争、特に対共産党路線を巡る左右両派の対立に端を発するものといわれ、連立与党である社会党の内部にも同様の不統一が存在することもあって、安定多数を確保したとはいえ、フォルラーニ新政権の前途は予断を許さないとの見方が強い。

なお、フォルラーニ首相は22日に議会で行った施政方針演説のなかで、「今後もインフレ抑制とリラ防衛を経済政策面の優先課題とする」旨明らかにしている。

#### ◇スイス中央銀行、輸出産業向け低利融資制度(注)を停止

スイス中央銀行は、10月9日、10月末で期限切れとなる輸出産業向け低利融資に関する市中銀行との協定の期限延長をしない旨発表した(同協定は75年5月1日、期間を6ヵ月として発足し、その後反復して期限延長されていた)。

(注) 本制度は、時計、繊維等不振の輸出産業を金融面から支援する

ため(78年春のスイス・フラン急騰後全輸出産業に対象拡大)、中央銀行が輸出産業振出手形を公定歩合を1%下回る金利(ただし0.5%以下となる場合には0.5%)で再割引することを保証したもので、再割引を受ける市中銀行は、輸出業者に対し低利率(輸出手形については当該再割引歩合の2.5%高以下、商業手形については同2%高以下)で融資を行うことが条件付けられていた(51年12月号「要録」参照)。

#### ◇オランダ銀行、公定歩合を引下げ

1. オランダ銀行は10月20日、基準割引歩合を0.5%引下げて8.0%とし、21日より実施する旨発表した(担保貸付歩合<9.5→9.0%>、約束手形割引歩合<10.0→9.5%>もそれぞれ0.5%引下げ)。なお、同行の公定歩合引下げは6月23日、7月21日、9月22日に続く年初来4度目のものである(10月号「要録」参照)。

2. 本措置に関しオランダ銀行では、「国内景況が低迷を続けているなかで、オランダ・ギルダーの対西ドイツ・マルク相場が約2年ぶりの高水準(注)となったため実施したものである」とコメントしている。

(注) オランダ・ギルダー相場(対マルク)の推移

〈1 マルク当りギルダー〉			
80/9月末	10/15日	17日	20日
1.0857	1.0857	1.0837	1.0825

#### ◇ベルギー、第4次マルテンス内閣成立

1. ベルギーでは、経済政策をめぐる閣内の対立から10月4日第3次マルテンス内閣が総辞職(注)したが、同22日に至り、キリスト教社会党と社会党の2党連立からなる第4次マルテンス内閣が成立し、議会の信認投票(同29日実施)を経て正式に発足した。新内閣の主要閣僚の顔振れは以下のとおり。

首相 Wilfried Martens  
(キリスト教社会党フラマン派、留任)

蔵相 Mark Eyskens  
(キリスト教社会党フラマン派、前開発協力相)

経済相 Willy Claes(社会党フラマン派、留任)

予算相 Guy Mathot  
(社会党ワロン派、前国家教育相)

貿易相 Robert Urbain(社会党ワロン派、留任)

外相 Charles-Ferdinand Nothomb  
(キリスト教社会党ワロン派、留任)

(注) 第3次マルテンス内閣(本年5月成立、キリスト教社会党、社会党、自由進歩党の3党連立、6月号「要録」参照)は同日、財政赤字抑制等をねらった経済政策の内容に自由進歩党が強い不満を示したため、閣内の不統一を理由に総辞職に踏み切った。

2. 新内閣は、概要以下の経済政策運営方針を明らかにしている。

#### ① 財政赤字削減

脱税防止対策の強化、消費税・付加価値税の引上げ、家族控除等減税制度の見直し等により、約150億フランの歳入強化を図る。

## ② 賃上げ等抑制

インフレ抑制および雇用促進の見地から、賃上げ抑制、年金の一部削減等を図る。

## ③ 雇用促進

建設部門および中小企業における新規雇用に対する財政面からの援助、超過勤務の抑制と臨時雇用の奨励、年金支給年齢の引下げ等により、雇用環境の改善を図る。

## ④ 企業投資振興等

企業減税(向う3年間の投資計画に充当する資金として、法人税課税対象利潤の5%相当額を非課税扱い)、株式投資に対する税制面の優遇等により、企業投資の振興を図る。

3. 新内閣は、マルテンス首相の経済政策方針に批判的であった自由進歩党を除く2党連立となり、内閣の統一性は強化されたものの、「賃上げ抑制等の緊縮政策は労組に受け入れられる見込みが少なく、今次内閣の安定性について疑問なしとしない」(L'Echo de la Bourse 紙)との声も聞かれる。

## ◇デンマーク中央銀行、公定歩合を引下げ

1. デンマーク中央銀行は、10月24日、公定歩合を1%引下げ11%とし、27日から実施すると発表した。デンマークの公定歩合引下げは前月の1%引下げに続き(10月号「要録」参照)本年二回目。

2. 本措置につき同行では以下のとおりコメント。

「デンマーク経済は、内需不振、失業増大からこのところ景気停滞色を一段と強めている。一方、物価は今春以降増勢がかなり鈍化しているほか、経常収支も輸入の落ち込みを主因に当初予想していたほどには悪化しない見通しにあること等を背景に、デンマーク・クローネもEMS内で着いた推移をたどっている。こうした状況にかんがみ、主として国内景気対策の観点から、かなり高水準にある現在の公定歩合を引下げることが適当と判断した。」

## ◇スウェーデン中央銀行、商業銀行に対する流動性比率を引上げ

スウェーデン中央銀行は、10月23日、商業銀行に対する流動性比率を1%引上げ、3大銀行(Posta-och Kreditbanken, Skandinaviska Enskilda Banken, Svenska Handelsbanken)については41%、その他銀行について

は35%とし、11月1日から実施する旨発表した(7月号「要録」参照)。流動性比率の変更は、本年1月(1%の引上げ)、7月(同2%)に続くもので、インフレ抑制のため7月以降実施されている商業銀行の対民間貸出規制の強化を徹底させるためにとられた措置である。

## ◇オーストリア中央銀行、再割引わく等の削減を決定

オーストリア中央銀行は、再割引わくおよびロンバート貸付わくをそれぞれ15%削減し、11月5日から実施することを決定した。

本措置についてオーストリア中央銀行は、「オーストリアでは、依然として経常収支の赤字を資本輸入によりファイナンスする状況が続いているが、このところ経常赤字を上回って資本が流入しているため国内流動性が増加傾向にあり、本措置はこれに対応してとったもの」とコメントしている。

## ア ジ ア 諸 国

### ◇ASEAN、域内自動車部品生産計画を策定

第10回 ASEAN 経済閣僚会議は、10月24、25日バンコックで開催され、域内自動車部品生産に関し、各国の分担と実施方式のガイドラインを決定した。

ASEAN 諸国は現在、各国独自に、一部部品を生産、輸入部品と併せて自動車の組立て生産を行っている。今回の決定は、部品生産について今後各国間の分業体制によって規模の利益を図るとともに、域内取引の促進をねらったもの。決定の内容は次のとおり。

#### (1) 部品生産の分担

イ. 既存部品(現在各国が生産している部品)

フィリピン……ボディ・パネル(小型車用)

タイ……ボディ・パネル(大型車用)

マレーシア……2輪車用スポーク、ドライブ・チェーン

シンガポール…自在継ぎ手

インドネシア…ディーゼル・エンジン(80~135馬力)

ロ. 新規部品(今後各国が生産する部品)

フィリピン……商業車用大型リア・アクセル

タイ……気化器

マレーシア……ヘッド・ランプ

シンガポール…燃料注入ポンプ

インドネシア…ステアリング・システム

#### (2) 実施ガイドライン

イ. 既存部品

今後6ヵ月以内に交渉を行い域内特惠対象品目とする。また、ASEAN 鉱工業エネルギー委員会(経済関係会議の下部機関の1つ)が定める日から2年間は、担当国以外は当該部品を生産する工場の新規建設、増設ができない(排他期間)。

ロ. 新規部品

域内特惠交渉期間が1年、排他期間は4年。

◇香港、預貸金金利を引上げ

香港の英系主力2行(香港上海、チャータード)は、10月7日、11月4日、11月11日の3回にわたって、米国の金利上昇に追随して貸出プライム・レートの引上げ(それぞれ1.5%、1.0%、1.0%)を実施、この結果同レートは14%とほぼ本年5月ごろの水準にまで上昇してきた。なお、為替銀行協会(Exchange Banks' Association)でも、プライム・レートに追随するかたちで即日預金金利をそれぞれ1~1.5%引上げた。

新預貸金金利は次のとおり(年利・%)。

	(9月9日)	10月7日	11月4日	11月11日
貸出プライム・レート	10.5	12.0	13.0	14.0
普通預金	5.5	6.5	7.5	8.5
通知預金	5.5	6.5	7.5	8.5
定期預金	3ヵ月もの	6.5	8.0	9.0→10.0
	6ヵ月もの	7.5	9.0	10.0→11.0
	12ヵ月もの	8.5	10.0	11.0→12.0

◇タイ、公定歩合を引上げ

タイ中央銀行は11月3日、基準公定歩合(国債担保手形貸付利率)を1%引上げて13.5%とし、即日実施する旨発表した。本措置は、最近の海外金利上昇の影響等からこのところコール・レートが急騰している状況に対処して採られたものといわれている。一方、今回は、貸出限度額(全商業銀行で20億バーツ)を超える貸付に対する高率適用金利は15%に据え置かれた。

なお、本年初来の基準公定歩合および高率適用金利の推移は次のとおり。

	基準公定歩合	高率適用金利
79年末	12.5%	16.5%
80年3月31日	↓ 14.0	↓ 17.5
5月12日	↓ ↓	↓ 17.0
5月21日	↓ 13.5	↓ 16.0
6月4日	↓ 12.5	↓ 15.0
11月3日	↓ 13.5	↓ ↓

◇マレーシア、プライム・レート引上げ

マレーシアの有力商業銀行 Bank Bumiputra Malaysia (政府全額出資)は10月20日、プライム・レートを7.5%から8.5%に引上げ、即日実施する旨発表した。

今回の措置について同行では、「海外金利が上昇している状況下、内外金利差拡大に伴う外貨の流出に歯止めをかけるため」と説明しているが、その背景には昨年来落着いていた物価(79年中CPI前年比+3.6%)がこのところ輸入価格の上昇等から騰勢を強めている(80年1~6月同+6.3%、80年中政府見通し+7.0%)という事情も影響している模様。なお、同行のプライム・レートは77年6月以来7.5%の水準に維持されてきた。

◇シンガポール、MAS手形再割引率引上げ

シンガポール金融管理庁(MAS)は10月23日、手形再割引率(注)を10.5%から11.5%に引上げ、即日実施する旨発表した。

今回の措置について同庁は、「国内金利を海外と同水準に保ち、外貨流出の抑制を図るため」としているが、このほか、賃金大幅上昇に伴うインフレ懸念の高まりや証券取引市場での過熱現象などもその背景として一般に指摘されている。

(注) シンガポールには正式の中央銀行は存在せず、MAS(発券機能なし)がこれに準ずる存在。このため、MASの手形再割引率は通常公定歩合(bank rate)といわれていない。

◇フィリピン、11大工業プロジェクトの概要

フィリピン工業省はこのほど、11大工業プロジェクトの詳細を発表した。同プロジェクトは、昨年9月マルコス大統領が同国工業化の強力なこととする目的で策定、発表したものであるが、これまで詳細は明らかにされてこなかった。

これによると、総工費は60億ドル(うち外国資金50億ドル、国内資金10億ドル)で、85年までにはすべて操業を開始する予定となっている。今回公表された11大工業プロジェクトの概要は次のとおり。

- ① 銅精練工場(総工費—3.5億ドル、出資者—伊藤忠商事等、操業開始時期—83年): 銅地金を年13.8万トン生産
- ② リン酸肥料工場(3.5億ドル、フィリピン・リン酸肥料公社等、83年): 輸入リン鉱石から年50万トン生産
- ③ アルミ製錬工場(4.5億ドル、フィリピン政府等、84年): 国産・輸入ボーキサイトから鑄造用インゴット、圧延用スラブ、ピレットを合計年14万トン生産
- ④ ディーゼル・エンジン製造工場(1億ドル、いすず

- 等、82年)：年間4.2万基を生産
- ⑤ セメント製造工場(6億ドル、国内セメント会社、87年)：年間200トンを生産
- ⑥ ココナッツ化学工場(1.5億ドル、西ドイツヘンケル社等、85年)：フアティ・アルコール年10万トンを生産
- ⑦ 紙パルプ一貫工場(総工費・出資者未定、84年)：漂白パルプ、コート紙等を生産、規模は未定
- ⑧ 石油化学コンプレクス(1.9億ドル、米国ハーキュリーズ社等83年)：ポリエチレン、ポリプロピレン等を12年万トン生産
- ⑨ 一貫製鉄所(15億ドル、出資者未定、85年)：89年までに粗鋼年150万トン、95年までに年300万トンを生産
- ⑩ 重機械工場(詳細未定)
- ⑪ アルコガス工場(10億ドル、国家石油公社等、本年9月操業開始済)88年までに年9億リットル生産

#### ◇バングラデシュ、公定歩合および市中預・貸金金利を引上げ

バングラデシュ政府は10月15日、公定歩合を2.5%引上げ10.5%とするとともに、市中預・貸金金利についても上方改定する(注)旨発表、翌16日から実施した。今回の措置について政府では、①昨年末の干ばつや石油製品価格の引上げによる根強いインフレーション(消費者物価上昇率前年比55/1～6月、+15.6%)を抑制するとともに、②本年6月の援助国会議で各国の援助プレッジ額が前年並み(13億ドル)にとどめられたこと(6月号「要録」参照)にかんがみ第2次5ヵ年計画(80/7月～85/6月)所要資金を国内貯蓄の増加によって調達する必要があるため、と説明している。なお、同国における公定歩合の引上げは、74年6月以来6年ぶり。

(注) 各種市中預貸金の新利率は以下のとおり。

市中銀行貸出金利		市中銀行預金金利	
農林漁業向け	11% →12%	普通預金	4.5%→8.5%
輸出信用	10.5%→12%	定期預金	
工業向け	11% →13%	3ヵ月物	7% →12%
商業向け	12% →15.5%	6ヵ月物	7.5%→13%
		1年物	8.25%→14%
		2年物	9.25%→14.5%
		3年物	10.25%→15%
		郵便貯金金利	
		普通貯金	8.5%→11.5%
		1年定期	9.25%→15.0%
		6年定期	16.67%→22.0%

### 共産圏諸国

#### ◇ソ連、1981年国家予算を決定

ソ連邦最高会議は、10月22日、1981年国家予算を採択した。その概要特徴点等は次のとおり。

- (1) 歳入総額は2,982億ルーブル、歳出総額2,980億ルーブル。歳出入の伸び率は控えめな81年経済計画に沿って前年比+4.7%(本年同+5.8%)と緊縮型になっている。
- (2) 歳出面では、民生向上重視の観点から、国民経済費(工業、農業、建設、商業部門等への投資・運転資金)を前年比+7.0%(本年、前年比+3.5%)と高めに設定している反面、国防費を前年に引続き削減(前年比-0.6)%している。
- (3) 歳入面では、国営企業の利潤納付を生産不振傾向を映じて前年比+3.3%(本年同+7.5%)と極めて低めに見込んでいる。

#### 最近におけるソ連の国家予算推移

(単位・億ルーブル)

	1979年	1980年	1981年	前年比増減(一)率・%		
				1979年	1980年	1981年
歳入総額	2,692	2,848	2,982	9.3	5.8	4.7
うち利潤納付	811	872	901	3.2	7.5	3.3
取引税	879	926	974	14.8	5.3	5.1
国民諸税	243	253	268	5.7	4.1	5.9
その他	759	795	839	11.3	4.7	5.5
歳出総額	2,689	2,845	2,980	9.3	5.8	4.7
うち国民経済費	1,444	1,494	1,599	14.9	3.5	7.0
社会文化費	913	972	1,018	4.2	6.5	4.7
国防費	172	171.2	170.5	0	-0.6	-0.4
行政費	23	24	25	9.5	4.3	4.1

#### ◇ソ連、1981年経済計画を決定

ソ連邦最高会議は、10月22日1981年経済計画を採択した。ソ連では、このところ原燃料資材の不足や生産効率の低下等から経済は不振の度を強めており、本年計画も未達に終わる状況となっているが、採択された同計画でも来年の国民所得を前年比+3.4%(本年計画、前年比+4.0%、実績見込み、同+3.8%)と目標率としては戦後最低の伸び率に設定している。同計画のその他の主な特徴は次のとおり。

- (1) 鉱工業生産の伸び率は、前年比+4.1%(本年計画、前年比+4.5%)と低めに設定しているが、国民生活向上の見地から消費財生産については前年比+4.2%(本年計画、同+4.5%)と生産財(同+4.1%、<本年計画、同+4.5%>)を若干上回る伸び率に設定している。
- (2) 農業生産は、本年度の不振がほぼ確定的になってきたこともあって、前年比+7.5%(本年計画、同+8.8%)と高めに設定している。
- (3) 投資は前年比+5.2%(1,241億ルーブル)と、控えめ

に設定された本年(前年比+2.7%)に比しやや高めとなっている。また、部門別にみると、エネルギー開発、金属資源の採掘、農業向け化学肥料部門、輸送部

### 最近におけるソ連の経済計画推移

(前年比増減(-)率・%)

	1977年 実績	1978年 実績	1979年 実績	1980年 計画	1981年 計画	
					同実績 見込み	計画
国民所得	3.5	4.0	2.0	4.0	3.8	3.4
鉱工業総生産	5.7	4.8	3.4	4.5	4.0	4.1
うち生産財	6.0	5.0	3.5	4.5	n.a.	4.1
消費財	5.0	4.0	3.3	4.5	n.a.	4.2
農業総生産	3.0	4.0	-4.0	8.8	n.a.	7.5
穀物生産 (100万トン)	195.5	235	179	235	181	n.a.
総投資	3.0	5.0	1.0	2.7	2.7	5.2
貨物取扱量	3.7	5.3	1.0	5.3	4.2	2.6
労働者・職員数 (年平均)	2.1	1.9	1.8	n.a.	n.a.	1.2
工業労働生産性	4.1	3.6	2.4	3.8	n.a.	3.6
建設労働生産性	3.1	2.2	1.0	3.5	n.a.	3.5
国民1人当り 実質所得	3.5	3.0	3.0	2.9	3.0	2.9
小売売上高	4.4	3.9	4.2	5.1	5.0	3.9
生活サービス 供給	6.0	7.9	7.6	7.3	n.a.	6.6

(注) 国民所得に占める鉱工業のウエイトは5割強、農業のウエイトは2割弱。

門等に重点配分されている。

(4) エネルギー生産については、天然ガス(前年比+5.2%<4,580億立方メートル>)を除き伸び悩みが見込まれており、石油については前年比+0.6%(610百万トン)、石炭についても前年比-0.1%(738百万トン<本年計画745百万トン、同実績見込み715百万トン>)とほぼ本年計画並みの生産水準にとどめられている。

### ◇ユーゴスラビア、統制価格を大幅撤廃

ユーゴスラビア政府は10月31日、広範囲にわたる商品の統制価格を11月中に撤廃する旨発表した。その概要、背景等は次のとおり。

#### (1) 概要

統制価格撤廃品目は、金、銀、自動車、ワイン、家庭用器具、精密機械、ボート、ラジオ、テレビ、化粧品、果物、野菜、ビール、国際航空料金等。

#### (2) 背景等

同国では、このところインフレが激化(年率約30%)しており、こうした措置がとられたねらいとしては、市場原理の導入(同国の価格自由化の度合いは全産業で約5割、農業部門では100%)による生産効率の向上とその結果としてのインフレ抑制効果が挙げられている。もっとも、今回措置でも、価格変更の都度販売者は連邦価格研究所に届け出ることとなっているため、経済状況次第では再び当局による介入の可能性も残されている模様。